令和８年度山形市木造住宅耐震診断事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、この市の多くの市民が居住の用に供する木造住宅について、その所有者が耐震診断を実施しようとする際にこの市が予算の範囲内において耐震診断士を派遣する事業（以下「派遣事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって市民生活の安全及び震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　耐震診断　木造住宅の地震に対する安全性を一般診断法により評価することをいう。

⑵　一般診断法　「木造住宅の耐震診断と補強方法　一般診断法による診断の実務」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づいて地震に対する安全性を評価する方法をいう。

⑶　耐震診断士　この市が実施する木造住宅耐震診断士養成講習会等を受講し、かつ、「山形市木造住宅耐震診断士名簿」に記載されている者をいう。

⑷　空き家　木造住宅のうち、居住を目的とした使用がなされていない建築物（新築後に居住の実態が全くないものを除く。）であって、次のいずれかの方法により取得したものをいう。

ア　売買（令和５年４月１日以後に成立し、買主が個人であるものに限る。）

イ　贈与（令和５年４月１日以後に成立し、受贈者が個人であるものに限る。）

ウ　相続（令和５年４月１日以後に個人が相続したものに限る。）

（派遣対象住宅）

第３条　派遣事業による耐震診断士の派遣（以下「診断士派遣」という。）の対象となる木造住宅（以下「派遣対象住宅」という。）は、この市の区域内に存する木造住宅のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　平成１２年６月１日以後に確認済証の交付を受けていない戸建住宅であること。

⑵　在来軸組工法による平屋建て又は２階建ての住宅であること。

⑶　派遣事業による耐震診断を過去に受けていない住宅であること。

（派遣対象者）

第４条　診断士派遣の対象となる者（以下「派遣対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　診断士派遣を希望する派遣対象住宅を所有し、かつ、自ら居住している者（当該派遣対象住宅が共有に係るものである場合にあっては、当該共有者のうちから選任された者）

⑵　診断士派遣を希望する派遣対象住宅（空き家に限る。以下この号において同じ。）を所有し、かつ、自ら居住する予定の者（当該派遣対象住宅が共有に係るものである場合にあっては、当該共有者のうちから選任された者）

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、派遣対象者としない。

⑴　暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）

⑵　自己、その属する法人若しくは法人以外の団体又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

⑶　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

⑷　その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑸　市税を滞納している者

（派遣申込みの手続）

第５条　診断士派遣を希望する者は、山形市木造住宅耐震診断申込書（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申込書の提出は、構造的に独立した棟ごとに行うものとする。

（派遣対象住宅の決定）

第６条　市長は、前条第１項の申込書の提出があったときは、当該申込書に係る木造住宅が派遣対象住宅であるかどうかを確認し、その結果を当該申込書を提出した者に通知するものとする。

（書類等の提出等）

第７条　前条の規定により派遣対象住宅である旨の通知を受けた者は、別に定めるところにより速やかに第１３条の規定により負担する費用を山形市木造住宅耐震診断業務を受託した者（以下「受託者」という。）に支払うとともに、当該通知を受けた日から起算して１５日以内に、次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

⑴　派遣対象住宅の案内図

⑵　派遣対象住宅の平面図

⑶　派遣対象住宅の建築年度が分かる書類（確認済証、検査済証、登記事項証明書等）

⑷　世帯全員の住民票の写し（第４条第１項第２号に該当する派遣対象者を除く。）

⑸　前年度の市税について滞納していないことが分かる書類（納税証明書）

⑹　派遣対象住宅の所有者が分かる書類（未登記の空き家を除く。）（資産証明書、登記事項証明書等）

⑺　第１３条に規定する費用負担額を支払ったことが分かる書類

⑻　派遣対象住宅が空き家である場合にあっては、次に掲げる当該空き家の取得の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア　売買　売買契約書の写し又は登記事項証明書

イ　贈与　贈与契約書の写し又は登記事項証明書

ウ　相続　登記事項証明書

⑼　その他市長が必要と認める書類

（派遣の決定及び決定内容の変更）

第８条　市長は、前条各号に掲げる書類等の提出があったときは、その内容を審査し、診断士派遣を決定したときは、その旨を山形市木造住宅耐震診断決定通知書（別記様式第２号）により当該書類等を提出した者に通知するものとする。

２　市長は、必要と認めるときは、前項の規定による診断士派遣の決定（以下「派遣決定」という。）の内容を変更することができる。

３　市長は、前項の規定により派遣決定の内容を変更したときは、その旨を山形市木造住宅耐震診断決定内容変更通知書（別記様式第２号）により当該派遣決定を受けた者（以下「派遣決定者」という。）に通知するものとする。

（派遣の辞退）

第９条　派遣決定者は、前条第１項の規定による通知を受けた後において診断士派遣を辞退しようとするときは、速やかに山形市木造住宅耐震診断辞退届（別記様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第１０条　市長は、派遣決定者について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、派遣決定を取り消すことができる。

⑴　虚偽又は不正の手段により派遣決定を受けたことが判明したとき。

⑵　その他診断士派遣が不適当と市長が認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項の規定により派遣決定を取り消したときは、その理由を付して、山形市木造住宅耐震診断決定取消通知書（別記様式第４号）により当該派遣決定者に通知するものとする。

（耐震診断士の派遣）

第１１条　市長は、派遣決定をしたときは、速やかに耐震診断士を当該派遣決定に係る派遣対象住宅に派遣しなければならない。

２　前項の規定による耐震診断士の派遣は、受託者との契約に基づき、受託者がその所属する耐震診断士を派遣させる方法により実施するものとする。

（耐震診断に要する費用）

第１２条　耐震診断に要する費用の上限額は、別表耐震診断に要する費用の額の欄に定めるとおりとする。

（派遣決定者の費用負担）

第１３条　診断士派遣を受ける派遣決定者（以下「診断受診者」という。）は、前条に定める費用のうち、別表費用負担額の欄に定める額を負担するものとする。

２　診断受診者は、前項の規定により負担する費用を受託者が指定する金融機関の口座に、振込みの方法によって支払うものとする。

３　前項の支払に伴う手数料等は、診断受診者の負担とする。

（耐震診断結果の報告）

第１４条　受託者は、第１１条第２項の規定により派遣した耐震診断士（以下「派遣診断士」という。）が実施した耐震診断が完了したときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

（耐震診断結果の通知）

第１５条　市長は、前条の規定により耐震診断結果の報告を受けたときは、速やかに山形市木造住宅耐震診断結果通知書（別記様式第５号）により当該報告に係る診断受診者に通知しなければならない。

（診断受診者に対する指導及び助言）

第１６条　市長は、耐震診断結果に基づき、派遣対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、診断受診者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（派遣診断士の守秘義務等）

第１７条　派遣診断士は、派遣中及び派遣の終了後において、派遣事業の実施に関し知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

２　派遣診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　派遣事業に関し診断受診者から第１３条に規定する費用負担額以外の金銭を受け取ること。

⑵　診断受診者に対し、不必要な改修を勧めること及び自己の利益を誘導するための行為を行うこと。

⑶　その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

（耐震診断士認定証の携帯）

第１８条　派遣診断士は、現地調査を実施する場合には、常に耐震診断士認定証（別記様式第６号）を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、派遣事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１０日から施行する。

別表（第１２条関係）

床面積（㎡）	耐震診断に要する費用の額	費用負担額
１００㎡未満	床面積に１平方メートル当たり２，０３５円を乗じて得た額	床面積に１平方メートル当たり２００円を乗じて得た額
１００㎡以上	２０３，５００円	２０，０００円

備考

１　「床面積」は、派遣対象住宅１棟ごとの床面積とし、その床面積に１㎡未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

２　「耐震診断に要する費用の額」及び「費用負担額」は、１棟当たりの額とする。

別記
様式第1号(第5条関係)

年　　月　　日

(宛先)山形市長

(郵便番号)　　―

申込者　住 所

フリガナ

氏 名

[電話]　　―

山形市木造住宅耐震診断申込書

山形市木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、次の住宅について耐震診断士の派遣を申し込みます。

派遣対象住宅の概要	所 在 地	山形市
	階数	□ 平屋建て　　□ 2階建て
	床 面 積	㎡　　坪
	建築着工時期 又は [建築確認年月]	年　月　日
	耐震診断の履歴	あり　・　なし
調 査 日 の 希 望		いつでも可 ・ 平日のみ可 ・ 土曜日のみ可 午前・午後　　時頃 ＊調査日時は、お伺いする耐震診断士が連絡調整の上、決定させていただきます。
備 考		
整理番号		審査欄

上記備考欄には、調査に当たり、事前に伝えておきたいことや日ごろから気になっていることなどを記載してください。

＊注意事項

● 申込みができる住宅は、次の全てに該当するものです。
- 平成12年6月1日以後に確認済証の交付を受けていない戸建住宅
- 在来軸組工法による平屋建て又は2階建ての木造住宅
- 過去にこの耐震診断を受けていない木造住宅

●次の書類が必要になります。
- 住宅の案内図
- 住宅の平面図
- 建築年度が分かる書類(確認済証、検査済証、登記事項証明書等)
- 世帯全員の住民票の写し(空き家の所有者を除く。)
- 派遣対象住宅の所有者が分かる書類(資産証明書、登記事項証明書等)
- 前年度の市税について滞納していないことが分かる書類(納税証明書)
- 費用負担額を支払ったことが分かる書類
- 派遣対象住宅が空き家の場合は、売買契約書の写し、贈与契約書の写し又は登記事項証明書

様式第2号(第8条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

山　形　市　長

山形市木造住宅耐震診断決定(決定内容変更)通知書

山形市木造住宅耐震診断事業実施要綱第8条第1項(第3項)の規定により、　　年　月　日付けで申込みのあった木造住宅耐震診断について、耐震診断士の派遣(派遣内容)を下記のとおり決定(変更)したので、通知します。

記

1　派遣する耐震診断士の氏名及び連絡先
　氏名
　連絡先
2　現地調査の日時

3　診断業務実施機関

様式第3号(第9条関係)

年　　月　　日

(宛先)山形市長

	(郵便番号)　　－	
派遣決定者	住所	
	氏名	
	電話　　－　　－	

山形市木造住宅耐震診断辞退届

山形市木造住宅耐震診断事業実施要綱第9条の規定に基づき、　　年　月　日付け第　　号により山形市木造住宅耐震診断事業による耐震診断士の派遣の決定のあった下記の住宅について、耐震診断士の派遣を辞退します。

記

1　住宅の所在地

　　山形市

2　辞退する理由

様式第4号（第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

山　形　市　長

山形市木造住宅耐震診断決定取消通知書

山形市木造住宅耐震診断事業実施要綱第10条第2項の規定に基づき、　年　　月　　日付け第　　号により耐震診断士の派遣の決定のあった下記の住宅について、下記の理由により耐震診断士の派遣の決定を取り消しましたので、通知します。

記

1　住宅の所在地

山形市

2　取り消した理由

様式第5号(第15条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

山　形　市　長

山形市木造住宅耐震診断結果通知書

あなたの住宅の耐震診断の結果は、別紙のとおりですので、山形市木造住宅耐震診断事業実施要綱第15条の規定により通知します。なお、この診断結果は、調査時点での状況に基づくものですので、その後の経年変化に対しては十分な維持管理をお願いします。

また、この結果に基づく相談・助言について、お気軽に御相談ください。

別　紙

診断方法　　木造住宅の耐震診断と補強方法「一般診断法」 一般財団法人 日本建築防災協会

木造住宅の概要

所在地	山形市
階数･床面積	
建築年度	

＊診断結果

1 地盤･地形･基礎

○ 特記なし
○ 特記あり　　計算書 P　　参照

2 上部構造評点

○ 積雪時
○ 無積雪時

X方向	
2階	
1階	

Y方向	
2階	
1階	

上部構造評点総合評価	(評点の最小値)	階　　方向

	上部構造評点	判　定
○	1.5以上	倒壊しない
○	1.0～1.5未満	一応倒壊しない
○	0.7～1.0未満	倒壊する可能性がある
○	0.7未満	倒壊する可能性が高い

調 査 事 項

調査年月日	年　月　日　時 ～　時
設計図書の有無	□ あり　□ なし
屋根仕上	
外壁仕上	
筋違いの確認	□ 現場確認　□ 図面による　□ 確認不可
金物の確認	□ 現場確認　□ 図面による　□ 確認不可

筋違いの確認について

確認不可の場合　□ 筋違いはないものとして計算

□ 存在する部分を想定し計算（サイズは平面図に記入）

診断時に考慮したこと

記入内容例:　金物の使用等

平面形状等

維持管理等

補強についてのアドバイス

記入内容例:　1階南側に壁設置

＊次ページに診断用平面図及び木造住宅写真を添付する。

様式第6号(第18条関係)

表　　面

耐 震 診 断 士 認 定 証

写　真

氏　名	
生年月日	年　月　日
登録番号	第　　号
登録月日	年　月　日

上記の者は、山形市木造住宅耐震診断事業に従事する耐震診断士であることを証明する。

年　月　日まで有効

山 形 市 長

裏　　面

この耐震診断士認定証は、「山形市木造住宅耐震診断事業実施要綱」第11条の規定に基づき派遣された耐震診断士の身分を明らかにすることを目的として発行されたものである。

注意事項　　住所、勤務先等に変更が生じたときは山形市長に届け出てください。

連絡先　　山形市まちづくり政策部建築指導課
山形市旅篭町二丁目3番25号
023－641－1212(内479)

この認定証を拾得した方は、上記連絡先に御連絡をお願いします。